

回 覧

2021年（令和3年）1月14日

村岡地区にお住まいの皆様へ

市民センター・公民館、地域市民の家及び市民図書室の利用について

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月12日（火）から市民センター・公民館及び地域市民の家の貸室、並びに市民図書室の利用を次のとおり休止しています。

1 市民センター・公民館の貸室業務及び共用スペースの利用を休止します。

（市民センターでの証明書の発行、市民税・保険料の納付、各種届出業務等窓口業務については、通常どおり行います。）

2 地域市民の家の利用を休止します。

3 市民図書室の閲覧席の利用、新聞の閲覧、おはなし会等のイベントを休止します。

（貸出・返却・予約の業務は通常どおり行います。30分以上の利用は避けてください。）

期間：1月12日（火）から2月7日（日）まで

緊急事態宣言の延長など今後の状況により、休止期間及び対応を変更する場合があります。最新の状況は、適宜、藤沢市ホームページをご覧ください。また、直接担当課にお問い合わせください。

利用者の皆様にはご不便、ご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】

- 公民館に関しては、村岡公民館（電話：23-0634）へ。
- 市民センター・地域市民の家に関しては、市民自治推進課（電話：50-3516）へ。
- 市民図書室に関しては、総合市民図書館（電話：43-1111）へ。